

発議第1号

令和3年3月18日

下野市議会議長 小谷野 晴夫 様

提出者	下野市議会議員	石	田	陽	一
賛成者	同	松	本	賢	一
同	同	村	尾	光	子
同	同	岡	本	鉄	男
同	同	磯	辺	香	代
同	同	秋	山	幸	男

下野市議会会議規則の一部改正について

上記の議案を、別紙のとおり下野市議会会議規則第14条の規定により提出する。

下野市議会規則第 号

下野市議会会議規則の一部を改正する規則

下野市議会会議規則（平成18年下野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第82条の2第1項中「事故のため」を「公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため」に改め、同条第2項中「日数を定めて」を「出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあっては、16週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

第94条第1項中「、請願者の住所及び氏名（法人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を記載し押印しなければならない」を「及び請願者の住所を記載し、請願者が署名又は記名押印をしなければならない」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「請願を」を「前2項の請願を」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在地を記載し、代表者が署名又は記名押印をしなければならない。

別表に次のように加える。

会派代表者会議	会派間の意見調整及び議 会に関する協議・調整	議長、副議長及び会派 から選出された議員	議長
---------	---------------------------	-------------------------	----

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

下野市議会会議規則新旧対照表

改正案	現行
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、<u>事故のため</u></p> <hr/> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 議員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u></p> <hr/> <p>_____、あらかじめ議長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(欠席の届出)</p> <p>第82条の2 委員は、<u>公務、疾病、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</u></p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、16週間）前日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第82条の2 委員は、<u>事故のため</u></p> <hr/> <p>_____出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 委員は、<u>出産のため出席できないときは、日数を定めて</u></p> <hr/> <p>_____、あらかじめ委員長に欠席届を提出することができる。</p>
<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第94条 請願書には、邦文を用い、請願の趣</p>	<p>(請願書の記載事項等)</p> <p>第94条 請願書には、邦文を用い、請願の趣</p>

旨、提出年月日及び請願者の住所を記載し、
請願者が署名又は記名押印をしなければなら
ない。

2 請願者が法人の場合には、邦文を用い、請
願の趣旨、提出年月日、法人の名称及び所在
地を記載し、代表者が署名又は記名押印をし
なければならない。

3 前2項の請願を紹介する議員は、請願書の
表紙に署名又は記名押印をしなければなら
ない。

4 (略)

5 (略)

別表（第121条関係）

名称	目的	構成員	招集 権者
(略)			
(略)			
議会だより 編集委員会	議会だよりの 編集及び発行 に関する協議 及び調整	議長が指名 した議員	委員 長
会派代表者 会議	会派間の意見 調整及び議会 に関する協 議・調整	議長、副議長 及び会派か ら選出され た議員	議長

旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法
人の場合にはその名称及び代表者の氏名）を
記載し押印しなければならない。

(追加)

2 _____ 請願を紹介する議員は、請願書の
表紙に署名又は記名押印をしなければなら
ない。

3 (略)

4 (略)

別表（第121条関係）

名称	目的	構成員	招集 権者
(略)			
(略)			
議会だより 編集委員会	議会だよりの 編集及び発行 に関する協議 及び調整	議長が指名 した議員	委員 長
(追加)			